（交付決定の取消し）

第二十七条　主務大臣は、第十九条第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく主務大臣の処分に違反した場合

二　交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三　発電用施設等の設置計画が中止又は廃止された場合

四　発電用施設等の設置の工事が中止又は廃止された場合

（財産処分の制限）

第二十八条　交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2　交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金事業の経理）

第二十九条　交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第三十条　交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十二による交付金調書を作成しておかなければならない。

（主務大臣）

第三十一条　この規則における主務大臣は、次のとおりとする。

一　機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下この号において同じ。）に係る第六条、第九条（原子力発電供用施設所在等市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力の当該原子力発電供用施設所在等市町村に設置が行われている事業所の合計出力に対する割合に相当する部分に限る。）、第十条（電力移出県等に機構が設置する原子力発電供用施設の発電電力量の当該電力移出県等の道府県発電電力量に対する割合に相当する部分に限る。）、第十一条（対象原子力発電供用施設所在市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力及び合計した発電電力量並びに機構が設置する原子力発電供用施設に貯蔵される対象使用済燃料に係る部分に限る。）及び第十五条の交付金に関する事項については、文部科学大臣

二　前号に規定する交付金に関する事項以外の事項については、経済産業大臣

附　則

第一条　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条　平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号（電源立地地域対策交付金交付規則）は、廃止する。ただし、第二条第十七号の評価出力及び基準発電電力量並びに第九条から第十四条までに定める交付限度額の算定に用いる数値のうち、平成二十八年三月三十一日以前の数値については、なお従前の例による（ただし、平成二十八年度の交付金の交付限度額の算定に係る第十条第一項第一号の消費電力量については、平成二十七年度の交付限度額の算定において使用した消費電力量とする。）。

第三条　整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定していた年度までに設置が見込まれる火力発電施設であって、平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の地点に対し、平成二十三年規則第五条に規定する火力発電施設に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該地点に対して交付することができる当該火力発電施設に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第四条　平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第六条に規定する対象原子力発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第五条　平成十九年規則第十五条第一項又は平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成十九年規則第七条又は平成二十三年規則第七条に規定する地熱発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第六条　平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第八条の規定に基づくに規定する原子力発電密接関連施設に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類		出力	金額
原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）	新設される原子力発電施設	当該施設の出力をキロワットを単位として表した数	九百円
	増設される原子力発電施設		八百円
機構が設置する原子力発電供用施設	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	当該施設の予定建設費を十万円で除して得た数	五百五十円
	原子力発電施設のうち高速増殖炉の原型炉	当該施設の予定建設費を三十六万二千円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設	当該施設のトンを単位とする年間再処理能力を十万分の二十一トンで除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の建設費を十万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	当該施設の建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固形化に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円